

熱中症に関する広報について

令和2年12月18日
熱中症関係省庁連絡会議

1. 背景

熱中症対策については、政府において、関係省庁連絡会議を設置し、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知や地域の実情に応じた対策の推進を図ってきたところである。

関係省庁連絡会議では、熱中症による救急搬送者数が平成22年に急増しその後も毎年4万人前後で推移したことを受け、日中屋外での労働やスポーツの現場での発生のみならず夜間や屋内も含め多様な生活環境下において幅広い年代層で発生している状況に効果的に対応するため、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」（以下「月間」という。）と定め、国民や関係機関への周知等を集中的に行い、熱中症の発生を大幅に減らすことを目的として実施してきた。さらに、平成30年度、令和元年度、令和2年度については、近年の酷暑を受けて対策をより一層推進するために、8月31日まで延長し実施した。

しかし近年においては、気候変動等の影響により、4月～6月に急に気温が上昇したり、9月の残暑が厳しくなったりする等、熱中症のリスクが高まる時期が7・8月に留まらない状況になっている。

2. 令和3年度以降の熱中症に関する広報について

そこで、令和3年度以降の普及啓発については、4～9月を熱中症予防強化のためのキャンペーン期間として、期間中に、時期に応じて適切な呼びかけを行う形に変更する。具体的には、以下の通り。

(1) 名称

「熱中症予防強化キャンペーン」とする。

(2) 実施期間

毎年4月1日～9月30日とする。期間中は、例えば、以下のような時期に応じた呼びかけを行う。

- ① 4～6月（準備期間）：暑熱順化や、エアコンの点検を推奨
- ② 7月（梅雨明けを見据え）：梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを注意喚起
- ③ 8月（盛夏期）：全般的な熱中症対策を呼びかけ
- ④ 9月（残暑・台風）：残暑や、災害時における熱中症の注意喚起

(3) 実施体制

熱中症関係省庁連絡会議を構成する省庁において、地方公共団体等の協力も得て、国民や関係機関への周知等を行うものとする。

(4) 取組事項

- 関係省庁から、関係機関に対して事務連絡等を通じた普及啓発の協力依頼
- 国及び地方公共団体の関係機関等における SNS やウェブサイトを通じた情報発信、ポスターの掲示や資料の配布、イベントの開催等による重点的な普及啓発
- 期間中を含め関係省庁等が実施する熱中症関連の取組の取りまとめとその周知
- 期間中に関係省庁等が実施する行事において熱中症予防の呼びかけ